

【職長教育】は印刷業においても義務化されています

※ 経営者は、自社の各現場において作業中の労働者を直接指導・監督する立場の社員(職長)に対して「職長教育」(12時間以上の安全衛生講習)を実施しなければなりません。

(労働安全衛生法第60条/令和5年4月1日施行)

令和6年7月12日

各位

愛知県印刷工業組合
労務・新人教育委員会

令和6年度【印刷現場の職長教育】実施のご案内

労働安全衛生法における「職長教育」の対象業種に「印刷物加工業」が追加されたことに伴い、「職長教育」(2日間12時間)を下記のとおり実施します。

この教育は、危険を伴う現場での作業を安全に行うための教育ですので、指定されている内容は一般的な安全教育となっておりますが、当組合では、印刷現場に即した事例と副教材をご用意して、グループワークを取り入れながら研修を行います。

グループワークでは、意見交換、情報交換も行いますので、他社との交流が少ない現場担当者にとって貴重な機会となっております。是非、職長以外の現場社員の方々のご参加も併せてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

開催日：令和6年10月18日(金)～19日(土)(2日間)

開催時間：9時00分～16時30分
・受付開始 8時45分
・講習時間 12時間(6時間×2日)

会場：メディアージュ愛知 3階会議室
名古屋市東区泉1-20-12 TEL 052-962-5771
・地下鉄桜通線「高岳駅」1番出口より徒歩3分
・駐車場のご用意がありませんので、公共交通機関でお越しください。

講師：鳥原 久資 氏 (株式会社マルワ 代表取締役社長)

定員：30名 (先着順)

受講費用：組合員 18,700円 / 一般 22,000円
・テキスト代込
・税込(税率・消費税額・登録番号は別紙申込書をご参照ください。)

申込方法：別紙申込書を愛知県印刷工業組合へFAXでお送りください。

申込締切：令和6年9月30日(月) ※但し、定員に達し次第締め切ります。

お問い合わせ：愛知県印刷工業組合 TEL 052-962-5771(担当:加藤由佳理)

以上